資料№.１６	経済建設常任委員会所管事務報告資料 令和８年１０月７日【建設部市営住宅課】

目的外使用の要件拡大について

１．学生入居

家賃は月額 14,600～16,600 円の最低額として設定し、駐車場使用料や共益費等については、他入居者と同額に設定。

（1）使用実績

旭団地５階の入居していない住宅の内６件を設定し、令和６年度から現在まで延べ５件の入居があり、現在３件の入居があります。

（2）対象校の拡大

現在、学生入居の対象は「北海道文教大学」に在籍する学生（大学院生等を含む）としていたが、令和８年８月より「北海道ハイテクノロジー専門学校」「北海道エコ・動物自然専門学校」を追加している（9 月１日時点入居無し）

２．災害による一時使用

災害や火災、地震、豪雨、豪雪等の激甚災害に被災した者に対し、市営住宅を一時避難先として６か月の間提供。激甚災害に被災した者は、家賃及び駐車場使用料、敷金が全額免除となる。

（1）使用実績

近年（令和６年度から）では、激甚災害（能登半島地震）や火事により４件の入居がありました。

（2）受け入れ対象者の拡大

従来、激甚災害の被災者に対し、国政策として市営住宅を一時避難先として提供しており、一般住宅火災による被災者は対象外としていた。

しかしながら、令和 8 年 3 月より市政策として受け入れ対象者を拡大し、ホテルの確保や親族宅への避難、民賃確保が即時難しい場合等、状況に応じ避難先の提供が必要と認められる場合は、市営住宅を６か月の間提供するものとした。

一般住宅火災に被災した者は、敷金のみ全額免除であり、家賃は収入に応じた金銭、駐車場使用料は一般入居者と同額の１台 2,500 円の使用料としている。

尚、一般住宅火災により現在避難中である世帯は１件。